報告第30号

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専 決処分する。

令和7年7月25日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

- 1 事故発生の日時令和6年11月26日 午後0時40分
- 2 事故発生の場所 つくば市松代四丁目22番地 1 先の市道
- 3 相手方
 - (1) 住所 筑西市
 - (2) 氏名
- 4 事故の概要

公用車が市道 5 - 2153号線から交差点を通過する際、市道2024号線を通行中の相手方が同乗した車両に衝突し、相手方を負傷させたもの

5 損害賠償額

金 936,023円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金 936,023円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。